

第 15 期 中 間 決 算 公 告

2022年12月23日

東京都中央区日本橋1丁目19番1号
auじぶん銀行株式会社
代表取締役社長 石月 貴史

中間貸借対照表 (2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	273,758	預 金	2,534,504
コールローン	152,200	譲渡性預金	10,000
買入金銭債権	181,516	コールマネー	14,588
金銭の信託	6,947	債券貸借取引受入担保金	230,606
有価証券	440,400	借入金	80,000
貸出金	1,906,356	その他負債	34,606
外国為替	444	未払法人税等	1,474
その他資産	31,689	資産除去債務	213
その他の資産	31,689	その他の負債	32,919
有形固定資産	1,291	賞与引当金	491
無形固定資産	27,316	退職給付引当金	85
繰延税金資産	516		
貸倒引当金	△ 768	負債の部合計	2,904,883
		(純資産の部)	
		資本金	73,500
		資本剰余金	37,333
		資本準備金	37,333
		利益剰余金	10,541
		その他利益剰余金	10,541
		繰越利益剰余金	10,541
		株主資本合計	121,374
		その他有価証券評価差額金	△ 4,588
		評価・換算差額等合計	△ 4,588
		純資産の部合計	116,786
資産の部合計	3,021,669	負債及び純資産の部合計	3,021,669

中間損益計算書

2022年4月1日から
2022年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	30,822
資 金 運 用 収 益	18,283
(うち貸出金利息)	(16,884)
(うち有価証券利息配当金)	(912)
役 務 取 引 等 収 益	9,100
そ の 他 業 務 収 益	3,437
そ の 他 経 常 収 益	1
経 常 費 用	27,250
資 金 調 達 費 用	1,498
(うち預金利息)	(1,505)
役 務 取 引 等 費 用	10,921
そ の 他 業 務 費 用	99
営 業 経 費	14,485
そ の 他 経 常 費 用	245
経 常 利 益	3,571
税 引 前 中 間 純 利 益	3,571
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,119
法 人 税 等 調 整 額	△ 64
法 人 税 等 合 計	1,054
中 間 純 利 益	2,517

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8～18年

その他 5～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（最長20年）に基づいて償却しております。また、のれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間（20年）で均等償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、将来発生が見込まれる損失率を合理的に見積もり、予想損失額に相当する額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員への退職一時金（確定給付）の支払いに備えるため、簡便法により当中間会計期間末における自己都合退職による期末要支給額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジを識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し両者の変動額を基礎にして判断しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過措置的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当中間会計期間の財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されているものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	73 百万円
危険債権額	258 百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	—
合計額	331 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で破産再生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 310,472 百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 230,606 百万円

借入金 80,000 百万円

上記の他、為替決済等の取引の担保として、有価証券 27,155 百万円、貸出金 163,704 百万円を差し入れております。また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金 12,000 百万円、金融商品等差入担保金 2,176 百万円及び保証金 1,227 百万円が含まれております。

3. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、216,953 百万円であります。これらは全て任意の時期に無条件で当行が解約可能なものであります。
4. 有形固定資産の減価償却累計額 1,282 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、資産勘定のうち、現金預け金、コールローン、金銭の信託及び外国為替、負債勘定のうち、譲渡性預金、コールマネー及び債券貸借取引受入担保金は時価と簿価が近似するため開示を省略しています。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	181,516	180,881	△ 635
(2) 有価証券 その他有価証券	440,400	440,400	—
(3) 貸出金 貸倒引当金	1,906,356 △ 768		
	1,905,587	1,905,528	△ 58
資産計	2,527,504	2,526,810	△ 694
(1) 預金	2,534,504	2,536,004	1,499
(2) 借入金	80,000	80,000	—
負債計	2,614,504	2,616,004	1,499
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	812	812	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計(*1)	812	812	—

(*1) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 その他有価証券	418,878	21,522	—	440,400
デリバティブ取引 金利関連	—	3,296	—	3,296
通貨関連	—	2,546	—	2,546
資産計	418,878	27,365	—	446,243
デリバティブ取引 金利関連	—	3,299	—	3,299
通貨関連	—	1,731	—	1,731
負債計	—	5,030	—	5,030

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	180,881	—	180,881
貸出金	—	1,905,528	—	1,905,528
資産計	—	2,086,410	—	2,086,410
預金	—	2,536,004	—	2,536,004
借入金	—	80,000	—	80,000
負債計	—	2,616,004	—	2,616,004

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。取引金融機関等から提示された価格等による場合はレベル2としております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には、投資信託委託会社が公表する基準価格を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における中間貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。時価の算定に当たり重要な観察できないインプットを用いていないため、見積当該時価はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信

用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2022年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの
その他の金銭の信託	6,947	6,947	—	—	—

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ差額の内訳であります。

(有価証券関係)

1. その他有価証券 (2022年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	国債	21,635	20,169	1,465
	地方債	10,632	10,554	78
	社債	22,773	22,661	112
	その他	28,972	27,188	1,784
	小計	84,014	80,574	3,440
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	国債	253,962	260,077	△6,114
	地方債	6,160	6,272	△112
	社債	74,160	75,367	△1,206
	その他	22,101	22,697	△595
	小計	356,386	364,414	△8,028
合計		440,400	444,988	△4,588

2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
国債	125,019	199	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	2,901	—	98
合計	127,921	199	98

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

(単位：百万円)

繰延税金資産	
賞与引当金	150
未払事業税	147
貸倒引当金	235
その他有価証券評価差額金	1,405
その他	314
繰延税金資産小計	2,252
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,708
評価性引当額小計	△1,708
繰延税金資産合計	544
繰延税金負債	
有形固定資産	△28
繰延税金負債合計	△28
繰延税金資産の純額	516

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たりの純資産額 43,031円63銭
- 1株当たり中間純利益金額 927円53銭

(自己資本比率関係)

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は9.35%であります。